

ボローニャ・プロセスと学生参加

－ 質保証活動を中心に －

大場 淳（広島大学高等教育研究開発センター）

1. 欧州における高等教育への学生参加

1960年代末の学生運動以降、欧州の多くの国において高等教育ガバナンスへの学生の参加が法令上整備された。今日、それらの国では、国段階から大学全体、そして部局、あるいはそれ以下の段階における意思決定に学生が参加している。例えば、フランスにおいては、国民教育省の重要施策意思決定にかかる義務的諮問機関である高等教育・研究審議会(CNESER)において学生委員が全委員 61 人中 11 人を占め、また、国の学生支援機関である国立学生支援センター(CNOUS)の最高意思決定機関である管理運営評議会では委員 29 名中 8 名が学生である。学内では、管理運営評議会を始めとする三評議会に学生は代表（各評議会の 7.5～40%）を選出し、また、同様に教育研究単(UFR)（日本の学部に対応）でも評議会には学生委員が選出される。更に、多くの大学では学生副学長が置かれるなど、執行部にも学生が参加している（大場, 2006 参照）。

しかしながら、欧州ではこのように学生参加が制度的には整備されている一方で、その参加の状況は概ね低調であるのが現状である。すなわち、評議会等の学生委員の選挙投票率は低く（1～2割程度）、選出された委員は欠席が多く、出席しても発言が稀であったり、他方で実質的な意思決定は評議会等の下部の委員会組織で学生抜きに行われるなどといった状況が、多くの国から報告されている。Boer and Stensaker（2007）は、「代表民主主義としての大学は確固たる将来展望に基づいた政治的行為としてではなく、イデオロギーや偏見、政治的ファッションの産物であった」と述べ、そうした実態の背景を説明している。

2. ボローニャ・プロセスと学生参加

以上のように否定的な側面が強調されることの多かった欧州における学生参加であるが、ボローニャ・プロセスにおいて、各国の学生団体の連合組織である欧州学生団体連合(ESIB) (現在の欧州学生連合(ESU)) が、2001年のプラハ大臣会合から欧州評議会等とともに正式な構成員(諮問委員(consultative member))として参加が認められたことから一躍脚光を浴びることとなった。同大臣会合の声明書は、「大学とその他の高等教育機関及び学生が、欧州高等教育圏の設立と形成における資格を有する活発で建設的な当事者として必要とされ、また、歓迎される」とし、更に「学生は、大学とその他の高等教育機関の教育編成・内容に参加し影響を与えるべきである」と述べている。

ESIB/ESUは、大臣会合を始め他各種委員会やセミナー等に積極的に参加し、ボローニャ・プロセスにおける意思決定に多大な影響を与えている。質保証に関しては、大臣会合から委嘱を受けた欧州高等教育質保証協会(ENQA)とともに、「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針」(規準・指針書)の策定に当たるなど、中心的役割の一端を担ってきた。規準・指針書は2005年の大臣会合(於ベルゲン)で採択され、欧州における質保証の在り方を方向付けることとなったが、その中において、学内における質保証活動への学生参加、質保証機関が行う第三者評価への学生参加、質保証機関の学部評価への学生参加が規定されており、質保証活動に対して学生が関与すべきであることが明示された。

3. 質保証活動への学生参加の実践

質保証活動への学生参加は、必ずしもボローニャ・プロセスによって始められたものではなく、程度の差はあれ様々な形で各国で実践されてきたものである。例えばフランスでは、1997年の大学教育改革により各大学において学生の参加を得て教育プログラムの評価委員会を設けることとされ、その制度はボローニャ・プロセスに対応したLMD下の制度でも引き継がれた。

欧州においても最も徹底した形で質保証への学生参加が実践されている国(地域)の一つはスコットランドである。同国(地域)の財政審議会(SFC, 2003)は、「質保証手順へ

の学生の参加は、当該手順の効率を最大化しその質を高める」ものであるとし、各大学に対して質保証・改善にかかる全ての手順に学生を関与させるとともに、可能な限り広く学内の意思決定に学生を参画させることを求めている。更に同国では、学生参加の機会を設けるだけでは不十分なことに鑑み、財政審議会の支援によってスコットランド全国学生連合の下にスコットランド質における学生参加支援機関(Student participation in quality Scotland (SPARQS))を設置し、質保証・改善活動への学生参加に対して様々な形で支援を行うこととした。

他の欧州各国においても、規準・指針書策定後、大幅に質保証活動への学生参加が拡大している(2007年ロンドン大臣会合声明書)。2007年のESIBの報告書(ESIB, 2007)によれば、調査対象となった国中、スイスを除いて全ての国で学生参加が認められる。但し、参加形態の3段階(国、機関、プログラム(学部・学科))全てに学生参加が認められるのは北欧を始めとする半数以下の国に止まっており、ロンドン大臣会合(2007年)の声明書では更なる学生参加の拡大が盛り込まれた。

4. 課題と展望

欧州では、適切な支援の下での学生参加は質保証に寄与するといった声が多く聞かれ、学生参加を支持する見解が支配的である。しかしながら、その一方で学生参加の効果は実証されていないといった指摘があり、また、学生側においても関心が高くなく、学生が質保証活動に従事する時間も限られているといった問題が指摘されている。更に、学生の責任増大に伴って、第三者評価等高い専門性を必要とする活動へ参加することが多くなり、そのことが却って一般の学生の参加を困難にしている状況も認められる。

質保証は市場化された公役務(public service)における新しいガバナンス形態である。それは全面的な市場原理への依存ではなく、政府の間接的な統制を主内容とするものであり、その重要な要素の一つが利用者—大学では学生—の参加である。欧州高等教育における学生参加は今後も試行錯誤を経つつ拡大していくものと思われ、それは次第に市場化に直面する我が国の高等教育に対しても有益な示唆を与えてくれるであろう。

参考文献

大場淳(2006)「欧州における学生の大学運営参加」大学行政管理学会誌 No.9, 39-49 頁。

Boer (de) H. and Stensaker B. (2007) An Internal Representative System : The Democratic Vision. In *University Dynamics and European Integration*. Edited by Maassen P. and Olsen J. P. Springer, Dordrecht. pp 99-118.

ESIB and S (2007) *Bologna with Student Eyes 2007 Edition*. ESIB, Brussels.

SFC = Scottish Further and Higher Education Funding Council (2003) *An enhancement-led approach to quality assurance: progress report*. 23 January 2003 - Circular HE/04/03, SFC.